

改正 平成17年3月14日告示第25号

平成20年2月29日告示第13号

大船渡市営建設工事等暴力団排除措置要綱を次のように定め、平成14年6月1日から施行する。

（趣旨）

第1 この要綱は、大船渡市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査又は測量の業務の委託、道路、河川又は下水道等の維持管理業務の委託及び建設資材の納入をいう。
- (2) 有資格業者 市営建設工事入札参加資格者要綱（昭和53年大船渡市告示第21号）の規定に基づき建設工事等の競争入札に参加する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所等の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所等の代表者をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集中的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する者をいう。

（指名停止）

第3 市長は、有資格業者又は有資格業者の役員等が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、同表の右欄に掲げる範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

（指名停止に係る措置等）

第4 第3の規定による指名停止に係る措置等は、市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱（平成14年大船渡市告示第91号）第2第2項及び第3から第10までの規定の例による。

（建設工事等妨害の際の措置）

第5 市長は、建設工事等を受注した業者から、当該建設工事等に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

（関係機関への協力要請）

第6 市長は、この要綱に基づく措置の実効に当たり、必要に応じて関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

（警察との連携）

第7 市長は、市営建設工事入札参加資格者審査委員会を運営するに当たり、警察との密接な連携を図るものとする。

2 市長は、別表に掲げる措置要件に該当すると認められる情報提供があったときは、警察に当該情報の確認を行うことができる。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

前文（抄）（平成20年2月29日告示第13号）

平成20年3月1日から施行する。

別表（第3関係）

措置要件	期間
------	----

<p>1 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p> <p>3 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> <p>4 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>5 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>